



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 11 月 17 日 (木曜日) 第 358 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定の解除…………… (“) 1	
○保安林の指定の通知の宛先人不明について (2 件) ……………… (“) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先	

人不明について…………… (自然環境課) 1	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2 件) ……………… (商工政策課) 2	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 2	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (“) 3	
○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 3	
○落札者等の公告…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 761号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地1161-1、1192-60
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字野地1161-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 762号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5692-5 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境

課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 763号

保安林の指定 (令和 4 年宮崎県告示第 692号) に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
美郷町役場
奈須九一
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林として指定をすること。
 - (2) 指定に係る保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 692号によること。

宮崎県告示第 764号

保安林の指定 (令和 4 年宮崎県告示第 693号) に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
美郷町役場
奈須九一
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林として指定をすること。
 - (2) 指定に係る保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 693号によること。

宮崎県告示第 765号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和4年宮崎県告示第 673号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 串間市役所

井手タイ、井手伊之助、井手磯吉、井手喜一、井手喜代太、井手吉次郎、井手金次郎、井手修、井手秀人、井手昭一、井手半五郎、井手柳平、鶴木六郎、永坂熊吉、永坂孫助、永坂富重、永山清吉、永野九助、永野仁資、園田善吉、塩屋勘太郎、塩屋照幸、塩屋寅好、奥村太郎市、岡山常衛門、河野ムメ、河野一、河野新助、河野真弥、河野善次郎、河野太次郎、河野武夫、岩本茂、岩本榮、岩本刃松、岩満愛吉、岩満慶助、岩満丈吉、岩満他人、岩満寅三郎、岩満繁行、岩満万吉、岩満良士、岩崎岩己、吉田正純、吉田浅一、吉田猪之助、吉田徳之、魚本将秀、魚本陸男、橋口重利、金川直砥、結城昌蔵、原田八重子、佐藤正常、財津與太郎、坂元増吉、坂上有明、崎村英治、山下貢次郎、山下初次郎、山下常松、山下竹治、山下寅衛門、山下寅雄、山下平次郎、山下由幸、山下良公、山口富幸、山口矢五郎、山口萬次郎、山田熊吉、寺迫寸水、鹿児島無尽合資会社、春日今朝太郎、小田原伸太、松崎元一、松本松之助、松本洋、上村甚吉、上野嘉作、森口磯吉、森口満衛、神戸三郎、諏訪伊太郎、諏訪平衛門、水元兵作、杉本嘉太郎、清水初衛門、青木照幸、石野伊吉、川崎和雄、川崎尅經、川添藤吉、川添平次郎、川畑常憲、前田岩太、早瀬政衛門、村上義昭、大崎今朝次、大崎二介、大塚明、大畑芳太郎、谷口今朝六、谷口丈次郎、谷口吉六、谷川三次郎、谷川鎮水、竹下善衛門、中山兵次郎、中石吾八、中村スエ、中村テウ、中村久之丞、中村荒記、中村富雄、中鶴仲藏、中鶴仲藏、中島敏、長嶺ツル、田村武行、田中喜平次、田中儀、田中重隆、田中俊治、田中善助、田中倉吉、田中豊吉、田中又藏、土持志津衛、土肥仁一郎、東長吉、堂森恒文、堂森貞光、堂森貞次郎、堂森二介、日高嘉太郎、日高雅義、日高蔵吉、日高義光、日高猪吉、日高蔵吉、肥田幸一、服部新次、平島善平、平島陳吉、平野藤勝、牧角ケサノ、牧角新一、牧角新一、堀口寅松、本田磯二、本田常助、本田富藏、本田與太郎、榎田景行、藁輪関太郎、門川盛光、門川盛平、門川貞十、門川利藤次、門村市作、野上國衛、野辺兔毛、野邊幾衛、野邊太郎吉、野邊萬助、柳田国幸、林浅善、林善吉、和田作今朝、吉松藤次郎、吉田平次郎、柏原友吉

(2) 美郷町役場

稲岡五郎、稲岡寅治、宇和田栄治、宇和田金治、宇和田源治、宇和田辰弥、宇和田美之吉、花田文弥、熊田丈吉、熊田武吉、広島通、甲斐丑五郎、甲斐今朝吉、甲斐常吉、甲斐徳治、佐藤伊勢松、佐藤廣吉、山田喜平、山田峯三郎、松田音吉、松田熊吉、松田勝藏、石田ツル、石田啓藏、石田春弥、泉田磯吉、泉田茂吉、梅田種吉、梅田政市、梅田猪之吉、梅田兵吉、米原和吉、廣島常吉

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

いては令和4年宮崎県告示第 673号によること。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器B・BNew日南店
日南市瀬貝2丁目6番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年10月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年11月17日から令和4年12月19日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル西都店
西都市大字右松1937-1 他22筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年10月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年11月17日から令和4年12月19日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)から令和4年10月19日付けで申

請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和 4 年 11 月 9 日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

浜砂 義治

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第 4729 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県森林クラウドシステム構築業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県環境森林部森林経営課森林計画担当

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 4 年 10 月 21 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

アジア航測株式会社宮崎営業所

宮崎市高千穂通 1 - 6 - 35

5 随意契約に係る契約金額

48,232,800 円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

--	--